

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL.info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

労働基準法上の賃金等請求権の消滅時効見直しが検討



今回の通信では民法改正に伴い労働基準法上の賃金等請求権の消滅時効のあり方について検討が開始された記事をピックアップしました。

2017年に民法の消滅時効制度が改正され、ほぼ全ての短期消滅時効が廃止となりましたが、労働基準法においては現行民法の消滅時効の特則として賃金等請求権の消滅時効期間が特例で定められており、今回の民法改正の対象外になる為、検討が必要となり開始されました。

検討が開始された段階ですが、以下の点から消滅時効期間は延長される可能性が高いのではないかと思います。

- ① 政府が主導する有給休暇の取得推進
- ② 残業代未払いの抑制、防止
- ③ もともと労働者保護の観点から、民法よりも労働基準法の消滅時効の方が労働者(債権者)に有利な期間になっている

改正民法(消滅時効部分) 職業別の短期消滅時効を廃止、一般債権の消滅時効期間を、①債権から10年とする。

現行民法では、日常的に発生する少額な債権などに対して短期消滅時効の設定を認めている。これに対して改正民法では、合理性が認められな

者が権利を行使できること。この結果、ほぼ全ての短期消滅時効が廃止となったものの、唯一、労働基準法が対象外とされたため、厚生労働省の労働政策審議会での検討が必要となった。

労働基準法第115条時効では、賃金(退職手当を除く)、災害補償その他の請求権は2年間、退職手当の請求権は5年間、行わない場合において、時効によって消滅するとしている。

現行2年から延長も 改正民法施行に対応へ

厚労省

厚生労働省は、昨年の民法改正により短期消滅時効がほぼ全て廃止されたに伴い労働基準法上の賃金等請求権の消滅時効のあり方について検討を開始した。労基法上の短期消滅時効は、労働者保護と取引の安全の観点から2~5年と規定しているが、改正民法の趣旨を考慮して期間の見直しを図る。未払い賃金請求権や年次有給休暇請求権ともに2年が主な検討対象となる見込み。平成32年4月の同時施行をめざしている。

賃金等請求権 短期消滅時効を見直し

消滅時効を2年としているのは、同法第24条賃金の支払い、同法第26条(休業手当、同法第37条の1時間外・休日労働に対する割増賃金、同法第20条解雇予告手当、同法第39条年次有給休暇)などが中心である。厚労省では、学識経験者6人で構成する専門の検討会を設置して、改正民法の趣旨、社会経済情勢、労働者の保護などを考慮した短期消滅時効のあり方、期間を再検討する。とくに、年休請求権に関する取得促進の観点から、政府が主導する取得促進の観点から、まえて時効期間(繰越期間)を見直す方針としている。

労働新聞 2018年1月22日付一面より

無料セミナー

無期転換制度と同一労働同一賃金の留意点

- 日時: 2月15日(木) 15:00~
- 対象者: 人事・労務部門のご担当者
- 定員: 12名
- 会場: 千代田区内神田

※詳細はホームページへ

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。